

風 師

門 司 税 務 推 進 協 議 会 会 報

第 82 号

発行日
令和3年9月1日

発行人
門司税務推進協議会
会長 田中 純雄

題 字
54代門司税務署長
津田 政彦



「夏の思い出」 関門海峡花火大会

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、2年連続開催が中止された「関門海峡花火大会」が、2022年の夏こそは、開催できますようにとの願いを込めるとともに、門司の経済活動並びに人流が活性化することを祈ります。

(写真提供：関門海峡花火大会実行委員会門司)
(2019 フォトコンテスト 大賞 岡田 宗生 様)
(担当：公益社団法人門司法人会)

発 行 者

門 司 青 色 申 告 会
門 司 間 税 会
門 司 小 売 酒 販 組 合

(公社) 門 司 法 人 会
九州北部税理士会門司支部
門 司 税 務 相 談 所

● 着任のごあいさつ ●

門司税務署長

津田 政彦



本年7月の定期人事異動により、第54代門司税務署長を拝命いたしました津田でございます。

昨年当初から続く、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでに前例のない極めて厳しい状況が続いておりますが、門司税務推進協議会の皆様方におかれましては、平素から租税教育・e-Taxの普及拡大をはじめとして税務行政全般につきまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は、雲仙市の小浜温泉の出身ですが、門司はもとより北九州市での勤務はこの度が初めてでございます。

九州の玄関口である門司は、歴史ある港町として栄え、門司港レトロ地区を中心とした全国でも有数の観光地であるとの印象を持っております。

着任して以降、紺碧の関門海峡と調和した門司港レトロ地区に建ち並ぶ建造物、その周りに広がる情緒あふれる町並みや名物焼きカレーなど魅力あふれる門司にすっかり魅了されております。

この歴史ある門司で勤務ができますことを大変光栄に思うとともに、責任の重さを改めて実感しております。これからの一年

間、皆様方のご支援を賜りながら職責を果たして参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、令和5年10月から導入されるインボイス制度につきましては、本年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

インボイス制度の円滑な導入に向けては、事業者の皆様には制度の理解を深めていただいた上で、それぞれの事業の実態に応じた対応や準備を進めていただけるように関係機関並びに関係民間団体の皆様方とより一層緊密に連携を取りながら、きめ細かな周知・広報と丁寧な相談・指導に取り組んでいく所存でございます。

どうか引き続き、門司税務推進協議会の皆様方の温かいご支援と格別のご高配を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、門司税務推進協議会の益々のご発展と皆様方のご健勝、ご多幸、そして1日でも早く新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息することを祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

● 令和3年分以降の給与所得の年末調整説明会の取りやめについて ●

源泉所得税事務につきましては、平素から格別のご協力をいただき、深く感謝いたしております。

さて、令和3年分以降の年末調整説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症の発現や行政手続きのデジタル化への対応を踏まえ、開催を取りやめさせていただきます。

今後は、動画配信を中心とした「いつでも」「どこでも」「どこからでも」必要な情報を得られる体制を図ることとしておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

国税庁ホームページはこちら



なお、ご不明な点がございましたら、門司税務署法人課税部門(源泉所得税担当)(TEL 093-321-5831(代表))へお問い合わせください。

門司税務署職員の定期人事異動

(令和3年7月10日発令)

【転出者】()は新任地等 ……………

署長 上田 正浩

(退職)

●総務課

課長 築城 孝之

(局・管運・課長補佐)

主任 榎園 允

(博多・特官(源泉)・調査官)

●個人課税部門

統括官 市野 由香

(若松・個人1・統括官)

●法人課税部門

上席 梶原 寿憲

(行橋・法人・上席)

【転入者】()は前任地等 ……………

署長 津田 政彦

(局・総括相談・主任相談官)

●総務課

課長 竹浪 亮

(福岡・管運5・統括官)

事務官 廣渡 恭輔

(田川・個人・事務官)

●個人課税部門

統括官 井田 恒敏

(小倉・特官(所得)・連調官)

調査官 東 裕美

(小倉・管運2・徴収官)

●法人課税部門

上席 村田 重信

(直方・法人・上席)



国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出など
の手続きがインターネットで
行えます。

電子申告で
効率UP!

e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税の
申告をするとこんなメリットが!

●-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

法人会 法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。 ご利用に際し条件、注意事項があります。 詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

会 務 報 告

令和2年度は「税制度」の啓蒙啓発活動として次の事業を実施した。

1 「街頭啓発」を実施

「税を考える週間」初日に、門司税務署より署長及び署幹部職員参加のもと門司港地区の栄町銀天街一带等で街頭啓発を実施した。

2 その他広報誌などによる広報活動

当会の機関誌「風師」を始め、関係団体の機関誌に「税を考える週間」時の行事、確定申告に関する電子申告納税制度の利用促進等を掲載または掲載依頼し、税に対する広報活動を実施した。



3 「税」に関する作文を募集

6～8月にかけて当会は高校生を対象に「税」に関する作文を募集した。
なお、入賞者には、門司税務署長賞をはじめ各種賞で顕彰した。

高 校 生 の 部	参加校数	3 校
	応募数	414 点

4 「租税教室」の開講状況について

令和2年度においては、小学校及び中学校の計13校より租税教室開催の要望をいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を中止いたしました。

令和3年度においては、小学校11校より開催の要望をいただいております、9月より順次開催を予定しております。



消費税のインボイス制度について

九州北部税理士会門司支部
宇高 照二

コロナ感染症により、北九州市門司区内でも大きな影響が出ています。

このコロナ感染症について、テレビ等マスコミ関係ではいろいろなことを論じられていますが、やはり早期のワクチン接種と特効薬で平常時に戻ることを期待しております。今一步我慢していただければ、明るい希望が見えてくるのではないのでしょうか。

話題はタイトルにある「消費税のインボイス制度について」ですが、消費税の仕入税額控除の方式として、請求書等保存方式（現行の記帳制度）を採用していましたが、令和5年10月1日以降の取引につきましては、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）が導入されることとなりました。

ここで特に不利益となると思われることは、「小規模事業者に係る納税義務の免除」についてです。消費税法第9条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者（適格請求書発行事業者を除く。）については、第5条第1項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。どういうことかといいますと、適格請求書発行事業者は免税事業者にはなれないということです。

国税庁からのパンフレットでは、○免税事業者でも、課税事業者となることを選択することができます。となっております

が、なぜ今まで、課税売上高千万円の事業者が免税になっていたかを根本的に考えた場合、小規模事業者への事務負担と税負担の軽減のためと思われます。しかし、本来免税事業者である者が、なぜ課税事業者になる旨の選択が必要なののでしょうか？

免税事業者だったら今後取引を断られたりするケースがあるから・・・とネガティブに思いますが皆様どうでしょうか？

本来、法律や税法は、小規模事業者に対して「優しくあるべき」と考えておりますが、いかがでしょうか？

ここで私の提案ですが、免税事業者で適格請求書発行事業者となった場合も、実際の納税額は0円となる方法ですが、どうしても法律改正となってしまいます。

その方法は、適格請求書発行事業者ですから消費税等の申告書は当然提出しますが、申告書の最後に欄等を設けて、免税事業者の場合は同額を控除するとしたら、実質納税額は0円となり、今までのように小規模事業者への事務負担と税負担の軽減になるのではないかと思います。どうでしょうか？

消費税のインボイス制度については、スケジュール等を含めて充分検討する必要があります。

— お酒は20歳を過ぎてから、
適正飲酒は長寿の秘訣です。—
飲酒運転は絶対 ダメ ですよ。

門司地区酒類業懇話会

会 長 竹 内 隆 志

北九州市門司区錦町3-23

誰もが安心して働ける 社会保障を目指して

新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な課題が顕在化した。その一つが、個人企業の社会保障である。政府は令和3年2月、感染拡大で休業した中小企業の労働者に休業手当を支給する「休業支援金」について、仕事がある時だけ働く「日々雇用」やシフト制の大企業の非正規労働者に対し、令和2年の4月から6月の緊急事態宣言期間中に休業していた場合も含めて適用することとした。

本会は、青色事業専従者にも「休業支援金」を支給するよう、自由民主党の小規模企業税制確立議員連盟の塩崎恭久会長代行をはじめとする幹部を通じて、厚生労働省に強く申し入れをおこなったが、休業支援金の財源が労働保険特別会計であるなどの理由により実現しなかった。個人事業主は現在、雇用保険と労働保険に加入できない。雇用保険は雇用されている人を保護する制度であり、労働保険は労働者の業務中のけがなどを補償する制度であるため、労働者ではない個人事業主（経営者）は認められないという。

また、個人事業主と同居している親族である青色事業専従者も、原則として単独では雇用保険・労働保険に加入できない。なぜ、青色事業専従者が労働者ではないのか。事業所に他の労働者がおり、青色事業専従

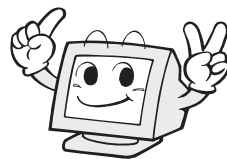
者の就業の実態が他の労働者と同様で、賃金もこれに応じて支払われていなければ対象にならないという。

青色事業専従者は、仕事の内容・従事の程度などを記載した青色事業専従者給与に関する届出書を税務署に提出し、給与などを受け取っている。これでなぜ、労働者ではないのか。当然として、一般の労働者と同様、業務中のけがのリスクもある。

近年、働き方の多様化が進むなかで企業側との業務委託契約により雇用者とはならないが、使用従属性の高い個人事業者が増加している。また、シルバー人材センターで請負契約により働く者もいる。令和3年4月から、希望する者は70歳まで働けるよう、企業に努力義務を課す改正高年齢者雇用安定法が施行された。

誰もが安心して働ける社会保障制度の構築にむけて県連・地区会と審議をおこない、課題を解決するための運動を展開していく。

BLUE RETURN 6・7月号抜粋



- 1 税 務 代 理
- 2 税 務 書 類 の 作 成
- 3 税 務 相 談

九州北部税理士会門司支部

支部長 関 隆利

所在地 門司区大里戸ノ上1丁目2番25号
TEL 371-8024

税の役割

門司学園高等学校

堀尾 綾音

私は、「税」と聞いてもどういうものなのか、何のためにあるのか、あまりピンと来ません。一番よく耳にする「消費税」も、何に使われるのかよく分からず払っています。しかし、最近八パーセントだった消費税が十パーセントに引き上げられ、こんなに多く払う必要があるのかと疑問に思いました。そこで私は「税」が何に役立っているのか知ろうと思いました。

日本の税金は、消費税以外にも「所得税」や「住民税」、「固定資産税」など約五十種類もあります。そのすべてに共通して、社会を暮らしやすくするために使われています。例えば、学校や公園などの公共施設をつくったり、道路や橋をつくったり、また災害復興にも使われるなど、色々な面で社会の役に立っているのです。中学生が学校で使っている教科書も、実は税金で買われていて、五兆円以上の税金が教育に使われているそうです。私の身近なところでも税金が使われていることを知り、税金が無ければ私が毎日当たり前に通っている学校すら無いかもしれないし、勉強に必要な教科書も使えていなかったかもしれません。何も知らずに、小学校、中学校で勉強をしていたことが当然だと思っていましたが、全く知らないうちに税金に支えられて生活していたんだと驚きました。電気や水道を当たり前好きなだけ使えたり風邪

をひいたら当たり前前に病院に行けたり、当然だと思ってできている日常生活は、税金のおかげだったことを学びました。私のように、税金が何のためにあって、何に使われているのかをあまりよく理解していないまま、「税」を払っている人は少なくないと思います。知らないまましていると、「ただ無駄に多くお金を払っている」という考えになってしまい、「税」へのイメージが悪くなってしまいます。私も「税」と聞いてなんとなく難しそうと感じ、詳しく知ろうとしていみせませんでした。税金を払っている人として、ちゃんと「税」の正しい知識は持つておくべきだと思いました。「税」の目的や意味を知ること、税金を払っていることが決して無駄ではないことが分かるし、イメージも変わると思います。私たち高校生は「税」について考える機会やきっかけがなかなかなく、税金に支えられていることに気づきにくいのです。そんな中、普段物を買うときに「消費税」を払っているのに無意味にお金を払わされていると思ってしまいがちですが、そのいつも自分たちが払っている税金が多くの人々や社会の役に立ち、自分も支えられているということをこれからより多くの高校生に知ってもらいたいです。

公益社団法人

北九州市門司区医師会

会長 吉田 良

事務所 門司区小森江3丁目12番11号
電話 (371) 1567番
FAX (371) 6151番

「税」について

門司大翔館高等学校

白石 琉絵

私たち子供は、「税」といわれてもあまりピンときません。思いつくのは消費税くらいです。学校の社会の授業で、「税」について学びました。所得税、法人税、たばこ税など、国民は普段、たくさんの「税」を払っています。最初私は、国は国民に「税」を払わせすぎだと思いました。しかし、もっと詳しく学んでいくと、考えが変わりました。「税」は社会保障、公共事業など、国民の為に使われていました。私達の身近なことでいうと、医療費の補助、中学までの教材などがあげられます。

私は、「税」に助けられた経験があります。私は昔から、病院のお世話になることが多く小学校で盲腸、中学校で骨折と左足の靭帯を伸ばしたことがあります。治療にはたくさんのお金が必要です。入院となれ

ばなおさら。その時、「税」があるおかげで、少ないお金で治療してもらうことができました。こんなのは日本くらいです。アメリカだと、全額自分で払わなくてはなりません。日本はすごくやさしいと思います。

他にも、「税」には助けられています。私の家は母子家庭で、私の他に歳の離れた姉が2人と下に1人います。親は、何個かけもちをして働いていました。体もぼろぼろだったと思います。上の姉はすぐに社会人になったので、今は全然楽になりました。母子家庭には、「税」を使っただけの支援があります。私の家ももらっています。もし、それが無かったら、親はもっと働かなくてはいけなかったはずで。その事に気が付いた時、私は「税」に対して感謝の気持ちでいっぱいになりました。

「税」を払っている人の中で、自分に役に立っていると感じない人はいると思います。でも、私達のあたり前は、「税」が支えています。それに、自分の払った税で日本のどこかの困っている人を助けた、と思うとすごくいい気分になります。「税」を通じて、日本人は支え合って生きていると思います。

一 般 社 団 法 人 門 司 歯 科 医 師 会

会 長 村 岡 昌 哉

北九州市門司区東本町二丁目3-10

電 話 (321) 6886 番
(321) 6887 番

日本の痛税感

株式会社ウラヤマ
浦山 隆行

「痛税感」という言葉がある。税金を支払うことを負担に感じる感覚のことだが、日本人は世界各国の国民と比較してもこの痛税感がかなり高いという。一方で日本の社会保障関連費用を含めた税負担率は世界で見てもけっして高いわけではない。消費税率も一昨年10%に引き上げられてはいるが、それでもまだ諸外国と比較しても水準は低い。感覚ではなく、統計・数字がそれを証明している。

日本ではサラリーマンや公務員の所得税は給与から天引きされており、消費税も本体価格と一緒に支払うだけである。自分の財布を開いたり、銀行振込で税金を払う機会などめったにない。これは結果的に負担感を引き下げにつながる仕組みだろう。自分の会社の社員と話していても、働いて給与を得たり消費することにより税金を払っているという意識は薄く、税に対する知識や抵抗感もあまりないようだ。これは当社に限ったことではないだろう。消費税率の引き上げ直前には、マスコミ各社も税に関するトピックを集中的に取り上げ、国民の関心を集めた時期が確かにあったのだが、喉元過ぎれば・・・なのか最近ではマスコミの報道も減り、家族・友人・取引先との雑談でも話題にすら上らなくなった。私自身も関心が薄れて、時々「ああ、前回の支払いと違って消費税率がアップしているんだな」と思い出す始末である。

税率も税に対する意識もそこまで高くないのに、痛税感だけが異常に高いという不思議な現象がなぜ起こるのだろうか。まず各国のアンケート調査の信憑性を疑いたくなる。しかし多少の違いはあるにせよ、アンケートのやり方、回答の分類などは似たようなものだろう。では、アンケートの結果が国民の本音や真実を反映できていないのだろうか？

日本では毎年4月1日になると、テレビでも新聞でも「今日から生活がこのように変わります」という報道が必ずある。そ

.....
 の中では「●●に関する負担が増えます」「例えば○○が1回×円高くなります」「庶民の生活はますます厳しくなります」といった報道が毎年の恒例行事のように行われる。実際には負担が下がっている項目もあれば、国家予算による支出が増えている項目だってあるのだが、なぜか負担増の部分がやたらに強調される。まして諸外国との比較という視点での報道はめったにお目にかかれない。これはニュースとしては不公平な扱いであろうし、「痛税感」を高める要因となっているのではないだろうか。

税に対する意識が低ければ、税金を高いと感じるか安いと感じるかは、マスコミの報道や有識者のコメントに左右される部分が大きくなるのは容易に想像できる。高い痛税感の要因を、政府や政府の支出に対する不信感、働く世代の納税額と受益額の差に求める学者もいるようだが、私はむしろ日常的に受け取る情報の偏りの方が要因としては強いのではないかと思う。

高い痛税感はそれが不平不満の素となっている程度ならまだ良いが、これが増税への足かせとなり、国家や自治体として真に必要な施策の遂行にすら支障をきたしたり、次世代に抱えきれないほどの負担をつけ回すようになっては大問題である。日本の国家財政が破綻せずにすんでいるのは、「まだまだ増税の余地があり、いざとなれば増税で問題を解決できるからだ」と説明される。しかし、いつまでもそれは続かないだろう。もともと日本の財政は、少子高齢化による経済成長率の鈍化と支出の増大で極めて厳しかったところに、近年の大災害からの復旧費用、東京五輪関係の支出、コロナ感染症対策のための巨額の財政出動が加わった。誰が考えても、さらなる税負担増が避けられないのは明らかだ。

家計をやりくりする上でも、企業を経営する上でも、払う側から見れば税は「コスト」である。しかしそれが真に必要な避けられないコストであるならば、将来のハードランディングを避けるため、たとえ負担が増え痛税感を感じたとしても、毎年安定して着実に負担しななければならないと覚悟している。日本の国家財政はコロナ禍以前から「緊急事態宣言」の状態なのだから。

「自習ノート」としての 僕のSNS、ブログ

門司間税会 会長
門田 進一

■コミュニケーションとしてのSNS、ブログ
SNSとは、「《social networking service》
個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティーを容易に構築できる場を提供している。」(デジタル大辞泉)

また、ブログとは、「ウェブログ(Weblog)の略称で、日々更新される日記型個人ホームページの総称。専用のソフトウェアや記述形式が用意されていて簡単に作成できる。」(百科事典マイペディア)

つまりは、SNS、ブログは、Web上での他の繋がりを求めるコミュニケーションツールなのでしょうか？

■コメントを拒否する僕のSNS、ブログ

僕は、Facebook、Twitter、FC2ブログ、JDブログに個人ページを開設しています。記事の更新がなかなかできないので、途中中断し、過去の記事を整理し、新規記事を作成する繰り返しです。

その全てにおいて、コメントは拒否設定しています。では、コミュニケーションを求めないのであれば、何の為に開設しているのでしょうか。それは、全て自学自習用なのです。

最初に開設したのは、FC2ブログです。当初設定のカテゴリーは、「つれづれなるままに」「百人一首」「枕草子」「徒然草」等です。「つれづれなるままに」は雑感で

.....
すが、他は、本を読まない僕が、本を買って、内容を要約し、読書感想文風に作成しました。これといった趣味をもちませんので、市販本に頼った感じです。

JD (Jimdo) ブログは、ホームページ風に固定ページを設定できます。ページは、「HOME」「今日の雑感」「税務」「英語」「国語」等。「税務」は、立場上勉強しないといけないと思い、また「英語」は、TOEIC (2008/11/30) 試験425点の僕が、少しでも意識的に勉強をして点数を上げたいと思ってのことでした。但し、ブログページの記事の中断が示すように、チャレンジの意欲が低下し、その後のテストを全く受験していません。

また、Facebook、Twitterは、FC2ブログ記事やJDブログ記事へのリンク記事になっています。

■「継続は力なり」実践の難しさ

僕は、SNS、ブログを「無料の自学自習ノート」として考えてきました。今後もその方向性は変わりません。ただ、途中中断し、「継続」できないことが、問題でした。今回、「風師」に投稿する機会を得、あらためて再出発しようかと思っています。

・・・この文章をブログに投稿しようかな。(終わり)

一般社団法人
門司薬剤師会

会長 松丸博幸

事務所 門司区黄金町2-24
第3マナーハウス202号

TEL 391-3361 FAX 391-3381



北九州商工会議所管内 税務相談所

案ずるよりはまず相談

ホームページアドレス <http://zeisou.net/>

個人企業の皆さん

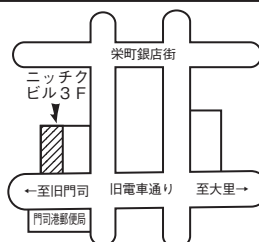
所得税と消費税の確定申告のご相談は

税務相談所へ

税金・経営事業資金

その他お気軽にご相談下さい。

門司税務相談所



〒801-0863 門司区栄町2-3 ニックビル3F
TEL. 332-2380 FAX 321-2380

所長

ふる や かず き
古 家 一 樹

会員制度をとっており低料金です！

税務相談所は小企業者対象の指導機関ですので、高額所得者や、個別に税理士の指導を受けている方はご遠慮下さい。



消費税活かすみんなの間税会

門 司 間 税 会

会 長 門 田 進 一

事 務 局 門司区東本町1-1-7
(福屋建設株式会社内)

TEL 093-321-2885

FAX 093-321-2888

田野浦提灯山の由来

島田 一隆

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、北九州でも各地域の祭りが二年続けて中止となり、其々の活動もままならず、地域での伝統文化の継承に影響が出ているようです。

一日でも早く、今までの様な祭りが開催出来る事を願うばかりです。

この度の寄稿に当たり、田野浦の伝統文化として伝わっております田野浦提灯山についてご紹介をさせていただきます。

由来：田野浦は地勢上いつの時代にも軍船、商船の集積地であり、特に倭寇の集積地として重要な役割を果たしたとあります。倭寇がこの集積地において戦勝祝のために提灯を振りかざして祝った事が起源で、江戸時代末期、北前船が田野浦に入港する時、船宿に合図する方法として提灯を振りかざして知らせていた。この様子がゆらゆら水面に映え、素晴らしい光景を醸し出していた。これにちなんで提灯山が発案され、提灯山笠として仕立てられ、春日神

社の祭事に奉納されたとあります。当時は、高さ二十六尺（約8m）の提灯山が3台と神輿が田野浦町内を練り歩き、大いに賑わったそうです。現在の提灯山は昭和35年に地元有志により、原形の二分の一高さ十四尺（約4m）に復元され、門司みなと祭り、田野浦ふるさと祭りの出し物として引き継がれ、保存会では毎月、地域の子供達と太鼓の練習を行い、伝統文化の継承に努めています。

然しながら、昨年よりのコロナ感染の影響により、子供達が太鼓の練習が出来ず大変困っており、コロナの終息を願うばかりです。



法人会は、「正しい納税、健全な経営、社会貢献」をテーマに活動する経営者の団体です。あなたのご加入をお待ちしています。



公益社団法人 門司法人会

会長 田中 純雄

門司区栄町2番3号ニッチクビル3階

電話 (093) 332-2956 FAX (093) 332-2967

県税だより

「自動車税種別割について」

自動車を譲渡したり下取りに出したとき、又は自動車を友人や知人から譲り受けたときは、必ず運輸支局（又は自動車検査登録事務所）で「移転」又は「抹消」登録の手続きをしてください。手続きをせずにそのままにした場合は、前の所有者に自動車税種別割が課税され納税通知書が送付されます。

お問合せ先
自動車税係（電話）093-592-3501

「不動産取得税の軽減措置について」

新築住宅（新築未使用住宅の購入を含む。）は、次の要件に該当する場合に住宅の不動産取得税が軽減されます。

- ① 住宅（分譲マンションを含む。）は、床面積（車庫、物置等を含む。）が50㎡以上240㎡以下
- ② 賃貸共同住宅は、一戸につき40㎡以上240㎡以下

軽減内容は、住宅の価格から一戸につき1,200万円（長期優良住宅は1,300万円）を控除して税額が算定されます。

中古住宅、住宅用土地についても軽減される要件がありますので県税事務所にお問合せください。

お問合せ先
不動産取得税係
（電話）093-592-3502

「法人県民税・事業税の電子申告について」

法人県民税・事業税の申告、法人設立届出及び異動届出については、従来から地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して手続き（電子申告・届出）ができますが、新たに更正請求の手続きもできるようになりました。利用に当たっては、eLTAXホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご確認の上、手続きを行ってください。

お問合せ先
事業税係（電話）093-592-3512

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています！

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ **ネット医療相談サービスのご案内**

プロの医療チームがあなたをサポートします！



法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、**おひとり様^(※1)月1回^(※2)のご相談まで無料で利用いただけます。**

(※1) 役員や従業員である個人を指します。

(※2) 月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

ご利用はこちらから



市税だより

「市税の9月以降の納期は、次のとおりです。」

- | | |
|-----|-----------|
| 10月 | 市県民税 第3期 |
| | 17日～11月1日 |
| 12月 | 固定資産税第3期 |
| | 17日～28日 |
| 1月 | 市県民税 第4期 |
| | 17日～31日 |
| 2月 | 固定資産税第4期 |
| | 17日～28日 |

市県民税の申告は、感染対策防止ため、出来る限り郵送での申告をお願いいたします。

「口座振替（自動払込み）の利用について」

市税の納付は、便利で安心な口座振替のご利用をおすすめします。

お申込みは、預金通帳、通帳届出印鑑と納税通知書を持って、市内の銀行、信用金庫、農協、労金、郵便局窓口へお越しください。

詳細については、財政局収税企画課（口

座振替窓口）へお問合せください。

お問合せ先

財政局収税企画課（口座振替窓口）
（電話）093-582-2931

「土地と家屋の調査にご協力ください」

市では、土地や家屋の利用状況を把握するため、現地調査を行っています。

なお、職員は、「固定資産評価補助員証」を携帯していますので、不審な場合は確認をお願いします。

また、土地の用途を変更した場合や家屋の増改築、取り壊しをした場合は、東部市税事務所固定資産税課までご連絡ください。

お問合せ先

東部市税事務所固定資産税課
（小倉北区役所内）
（電話）093-582-3370



法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。
想いをつないで50年。
これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

北九州支社/
福岡県北九州市小倉北区鍛冶町1-10-10(大同生命北九州ビル5F)
TEL 093-521-0786

AIG AIG損害保険株式会社

北九州支店/
福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31(富士火災小倉ビル6F)
TEL 093-511-3821

昭和29年頃



どこか懐かしさを感じる
古き良き昭和の雰囲気が残るまち

栄町銀天街

門司港栄町商店街振興組合
理事長 常田 和義



法人会のビジネスガード
Business Guard Series

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル
会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



法人会の
ハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット



充実の福利厚生サービス*

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

*本サービスはAIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社

URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

北九州支店

〒802-0005

北九州市小倉北区堺町2-3-31 富士火災小倉ビル

TEL. 093-511-3821 FAX. 093-511-3820

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り猶予が認められることがあります。詳しくは福岡国税局に設置している猶予相談センターへお気軽にご相談ください。

- 福岡国税局猶予相談センター TEL 0120-782-538
相談の受付時間 8:30～17:00(土日祝日を除く)
- 猶予制度に関するFAQや猶予申請書及び記載方法は、国税庁ホームページの「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ」に掲載していますのでご覧ください。